

定額給付金、子育て応援特別手当の申請受付が

いる場合にはご注意願います。

問い合わせについて

定額給付金に関することで

不明な点については定額給付金プロジェクトチーム（総務課内）までお問合せください。
☎ 2511

子育て応援特別手当とは

「生活対策」の一環として昨年10月30日に決定された子育て応援特別手当についてお知らせします。これは多子世帯の幼児教育期の負担軽減を目的に平成20年度限りの措置として設けられ、幼児教育期の第2子以降の子ども1人当たり3万6千円を支給します。

後日、該当する方には役場から世帯ごとに文書（申請用紙等）を送ります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども（平成2年4月2日以降に生まれ）の中から年齢順に第1子、第2子と数えていきます。

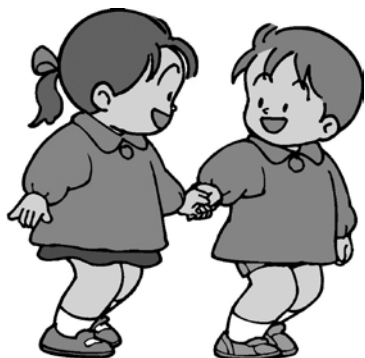
対象となる子は？

基準日（平成21年2月1日）において安平町の住民で、小学校教育前3年間に該当する

※対象となる子と第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認します。申請の際に健康保険被保険者証の写しなどが必要です。

手当の額は？

対象となる子1人当たり3万6千円を同居している世帯主に支給。手当の支給は1回払いです。



支給対象と支給額の一例

